# ル・タック

国際部員が見たスウェーデンの税務事情

▲ 国際部委員 鈴木 雅博

## **第15**□ スウェーデン

## 社会保障と税番号制度が整うスウェーデンに学ぶ

2012年夏に本会国際部は、福祉国家であるととも に番号制度の先進国であるスウェーデンの共通番号 制度等について視察・研修を行った。税理士の視点 から、我が国の社会保障・税番号制度の設計に関し て考察を深め、研修視察報告書をまとめた。

研修視察に係わる成果報告は、本会HP国際部レ ポートにすでにアップされているので、是非その詳 細を確認して欲しい。



凛とした衛兵の交代

## 1、スウェーデン国税庁とPINの概要

○国税庁の基本姿勢

国税庁は、正しく租税業務が行われることを究極 の使命としている。国民がなぜ番号制度(Personal Identification Number=PIN、以下PINと略す) を受容しているかというと国税庁あるいは政府に対 する信頼が厚いからである。それは長い間の国と国 民との伝統歴史に由来していると考えられ「国とい うものをどのように考えていくか」ということに尽 きる。なお、信頼と納税者の行動につき、スウェー デン国税庁が2005年に作成した小冊子「Right from the start-Research and Strategies] (仮訳:発足当時からの施策)の序章及び信頼につい てもっとも関係の深い第4章についての翻訳が報告 書P32~P49に掲載されている。

2011年度に国税庁が最も近代的な官庁であると選 定されたが、これは恐れられる徴税官からサービス を重視した税務官へと意識改革を行ったことによる ところが大きいといわれている。

## OPINの概要

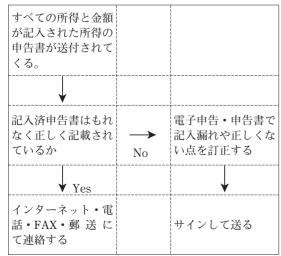
スウェーデンにおいては、教会から住民登録の原 型がスタートしているため、日本のような市役所・ 区役所で住民登録するという発想はなかった。最終 的には税金という観点から、PINは国税庁が管轄に なり1947年より導入されている。PINは死亡後も残 り、登録され続ける。

PINの付与と活用、PINの登録事項の詳細につい ては、報告書P50~P54に掲載されている。

## 2、記入済み申告書と電子申告について

個人の確定申告の場合には国税庁は各企業からの 資料情報をもとに記入済み申告書を作成し、記入済 み申告書を納税者に毎年4月15日までに送付する。 電子的な記入済み申告書は1987年から導入されてお り歴史は長い。記入済み申告書は、邦訳した申告書 例を基に報告書P23・P55~P61に掲載されてい る。なおイメージとしてはこの図表 1 がわかり易い。

## 図表 1. 記入済所得税申告書の手続



(出典) スウェーデン国税庁ホームページより抜粋。 http://www.skatteverket.se/download/18.2e56d4ha 1202f95012080005033/132b06 pdf

## 3、情報登録庁——SPAR (Statens Person Adress Registar)について

○SPARの概要

SPAR (Statens Person Adress Registar) では、おおよそ1000万人分の個人情報が登録されて

SPARは国税庁に所管されているものの、国税 庁とは独立した機関となっておりSPARにおいて 情報提供するかどうかの判断やプライバシーとの問 題などの解決のため6人の理事会に委ねられてい る。SPARは情報提供先が不正使用する場合は情 報使用許可を取り消す。この提供された情報が適正 に運用されているかどうかは、別に独立機関として のデータ検査院(Data Inspection Board)がチ ェックを行っている。

SPARから民間企業に提供される情報と行政機 関に対する情報は峻別されている。

#### ○個人情報の保護について

1766年に個人情報保護法が制定され公開と個人情 報の守秘について早い時期から規定の法定化が行わ れていた。一方で情報公開の原則は、憲法に盛り込 まれている。それは、公共機関の書類はすべて情報 公開しなければならないということであり、それに は納税に関する情報も含まれる。

個人の納税額について公的な情報であるというこ とは、納税額に対する情報公開が必要であると考え られるがスウェーデンでは、国民が税金をどのよう に支払っているかを第3者が知ることができる一方 で、On-going (継続中) の情報については含ま れておらず、行為が終わった情報のみ開示される。 また、計算過程は示されず、計算結果のみが開示さ れることになる。

## 4、リッツネムンデン(事前照会委員会)

スウェーデンでは、1911年当初には、印紙税に関 して、拘束力のある事前照会制度が導入されていた し、1951年に租税手続きに関する事前照会制度が導 入されていた。1991年には事前照会制度に関する事 前照会委員会は国税庁とは独立した組織として、財 務省の下として位置づけられるようになった。

例えば新法ができたときの解釈にあたって、より 早く判例を形成することが可能となりその結果、租 税の解釈に対して、納税者ばかりに恩恵が与えられ るのではなく、租税の解釈の適用をうける社会全体 が恩恵をうけることとなる。

また、近年、納税者ばかりでなく国税庁からも事 前照会の問い合わせを受けるようになってきてい る。詳細は報告書P66~P77に掲載されている。

## 5、税制と税務専門家制度

スウェーデンでは税務専門家の資格要件は必要と されていなかった。ただし、2011年よりCertified Tax Advisor (CTA) という税務専門家の資格が スタートした。

CTAになるには、会計事務所にCPAとして5年 間勤務していることや2人のCTAからの推薦を受 けることと、口頭試験合格等の条件がある。弁護士 は登録できない一方で税務署員がCTAになるケー スはあるそうだ。

ほか税制等に係る現場運用についての詳細は、報 告書のP79~P86に掲載されている。



社会保障・税制度を北欧に学ぶ

## 6、スウェーデンの消費税から学ぶこと

本会でも調査研究部を中心に消費税のあり方につ き情報を発信しているところだが、税研29(1)、16 -24、2013-05論壇「スウェーデンの消費税―軽減 税率の実際」では馬場義久早大教授がその「VI.評 価とわが国への教訓」の中で次のように指摘してい る。P23の一部を抜粋する。

なお、一旦均一税率であった91年から再度軽減税 率を採用した現在までの商品別税率の推移を図表2 税率変更の目的を図表3で示した。

『2. したがって、わが国は、現在のスウェーデン のように消費税に多くの役割を求めるべきではな い。むしろ、同国の91年の税制改革時のように、消 費税の役割を安定的な財源調達機能に限定し、均一 税率を遵守することである。一度軽減税率を設ける と、その税率を適用される商品が「各事業者の理屈」 によって広がり、均一税率への復帰は困難となる。

増税にともなって再分配が必要なら、所得捕捉体 制の整備を図りつつ、所得税や社会保障によって再 分配政策を行うのが本道である。』

スウェーデンの経験(軽減税率政策)を、是非わ が国の今後の政策の教訓としたいものである。



一ストックホルム 水の美しい街並

商品別税率の推移(%)

凶衣 2. 尚 の が								
91	92	97~00	01	02~06	07~11	12		
25	25	25	25	25	25	25		
25	18	12	12	12	12	12		
25	18	25	25	25	25	12		
25	18	12	12	12	12	12		
25	18	12	6	6	6	6		
25	18	12	12	12	6	6		
0	0	6	6	6	6	6		
_	_	6	6	6	6	6		
_	_	6	6	6	6	6		
_	_	6	6	6	6	6		
25	25	25	25	6	6	6		
	91 25 25 25 25 25 25 0 —	91 92 25 25 25 18 25 18 25 18 25 18 0 0	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	91     92     97~00     01       25     25     25     25       25     18     12     12       25     18     25     25       25     18     12     12       25     18     12     6       25     18     12     12       0     0     6     6       -     -     6     6       -     -     6     6       -     -     6     6       -     -     6     6	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$	$\begin{array}{c ccccccccccccccccccccccccccccccccccc$		

(注) 一は非課税を示す。

(出所) Skatteverket [2012b] P.196より一部抜粋。

図表 3 税 窓 変 車 の 日 的

凶衣 3. 祝平変史の日的		
目的	商品	税率
非課税扱いの費用を中立的に	スポーツ・博物館	6
民主主義の強化	新聞	6
読書への刺激	本・雑誌	6
旅行の推進	ホテル・旅客輸送	12
ディーゼル税増税への補償	旅客輸送	6
インフレ抑制	食料品	18
社会保障移転の減額相殺	食料品	12

(出所) SOU [2005:57] P.419より。